

令和5年度事業の実施状況 (R6.3.31 現在)

1 男女共同参画専門人材の設置、交流サロン等

男女共同参画・外国人活躍推進課
(男女共同参画・共生社会推進担当)

1. 目的

地域活動を行う諸団体や個人に対して、男女共同参画の幅広い観点から助言できる専門人材や、地域団体等からの活動に関するさまざまな相談に対応できる専門人材を委嘱。

令和5年度 専門人材一覧 (敬称略)

- ① 統括アドバイザー 萩原なつ子 (国立女性教育会館理事)
- ② 専門アドバイザー (50音順)

分野	専門人材	所属
ジェンダー平等	池田政子	山梨県立大学名誉教授
女性リーダー	加藤敦子	都留文科大学学長
キャリア形成	鴨川明子	山梨大学大学院准教授
地域活動	栗田真司	山梨大学大学院教授
LGBTQ	富永貴公	都留文科大学准教授
女性のエンパワーメント	広岡守穂	中央大学名誉教授
DV・性の健康	伏見正江	山梨県立大学名誉教授

2. 内容

① 交流サロンの実施



市町村の推進委員と

男女共同参画に関連するテーマにより、萩原なつ子統括アドバイザーを講師に、公募による参加者や県内各地域に出向いて市町村長との面談や市町村男女共同参画推進委員、女性団体、若者等に対して講演やワークショップによる「交流サロン」を実施。

その場で行われたアイデアや具体的な提案に統括アドバイザーが助言を行い、参加者自らが地域での取り組みに活かすなどそれぞれの活動に寄与した。

◆令和5年度実績： 18回



高校生・大学生と



女性団体と

② 専門アドバイザーによる相談事業

地域で活動する団体や個人から男女共同参画推進センターに寄せられる男女共同参画の各分野に関する相談に対し、専門アドバイザーが課題解決のための助言・講座等を実施した。

◆令和5年度実績：NPO法人、大学等、社会福祉法人、市町村男女共同参画推進委員会等に対して13回 実施

2 いきいきワーキングウーマン育成事業

1. 目的

女性の職業生活において、様々な段階で、女性特有の健康課題や人生の各ステージにおける仕事との両立の悩みを抱えることが多く、離職のきっかけになっている。それらの問題解決により、女性の就業意欲向上、女性活躍推進に前向きな企業風土の社内定着を図る。

2. 内容

企業内研修プログラムの実施（モデル5社）

- ・企業ごとにヒアリングを行い、現在の課題に沿って、①入社5年目までのスタッフ期、②先輩期（中堅社員）、③女性部下を持つ管理職層の「3段階」に分けて、企業ごとの個別研修や5社の集合研修を実施した。（12月～2月に研修を実施）
- ・事業効果について、令和6年度以降、県内企業へ啓発していく。

写真（集合研修の様子）



3 経営者・管理職向け意識改革講座

男女共同参画や女性の活躍に必要な経営者・管理職の意識改革と行動変革を促すため、企業の経営者、人事労務関係者に向けて講座を開催（R5. 8. 22）

講師：村木厚子 氏（元厚生労働省事務次官）

講演：組織を成長に導く女性活躍推進

ダイバーシティ&インクルージョンの意味を考える

R5. 8. 22 ぴゅあ総合 100名参加（オンライン含む）



4 若年層に向けた啓発事業

1. 目的

固定的役割分担意識や、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシヤスバイアス）は、長い時間をかけて人々の意識の中に形成されるもので、男女共同参画の実現に向けた大きな障壁のひとつである。

これらの意識や固定観念は家庭生活や幼少期から知らず知らずのうちに植え付けられていくものであるため、年代や発達段階に応じた意識啓発を行う。

2. 内容

① 小学生に向けた啓発

◆小学生図画コンクール開催

子どもの頃からの男女共同参画に対する意識付け及び理解促進を図るため、県内小学生に対し、男女共同参画をテーマとした図画を募集し、優秀作品を表彰した。

【部 門】小学生高学年、低学年 ※R5 応募総数 310 点（R4 年度比 2.5 倍）

【入賞区分】部門ごと、知事賞、教育長賞、入賞、佳作（計 12 作品）

【表 彰 式】入賞作品は「県民の日記念行事」（R5. 11. 19）にて表彰および展示。

入賞作品は今後の男女共同参画の啓発作品として展示、活用していく。

（市町村への貸出。6月の男女共同参画推進月間PR展示など）

写真1 表彰式



写真2 展示の様子



② 中学生に向けた啓発

◆中学生啓発パンフレット「カラフル」発行

性別に関する無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が、役割や生き方を決めつけ、本来、一人ひとり違うはずの個性が生かせない要因となっていることなどについて、中学生向けにわかりやすく伝えるパンフレットを作成。

（内容） 様々な分野で性別にとらわれず頑張る人の紹介や中学生に知って欲しい「ジェンダー平等」に関する情報

県内全中学校1生に配付（7300部、R6.2月に配付）
（ほかに希望者にも提供）



③ 高校生以上向け事業

◆SDGs×『ジェンダー平等』を考える学生ワークショップ開催(全5回の連続講座)

県内の高校生・大学生10名が集い、「ジェンダー平等」をテーマに、現状や課題、実現のために必要なことなどについて、意見交換を行いながら学ぶワークショップを開催した。

第1回ワークショップでは、学生たちが、県内でジェンダー平等に関する活動に取り組む団体・個人から話を聞き、こどもとジェンダー、性教育、LGBTQ、女性の政治参画、など自身が学びたい分野を選んで探求活動を進めた。また第3回では萩原なつ子県統括アドバイザーをゲストに迎えて学生との座談会を行い、さらに学びを深めた。

ワークショップを通じて学んだ成果や思いを「情報誌」にまとめ、最後の5回目、県民に向け成果発表会を開催（R5.12.17、山梨大学大村智記念学術館）。
県のHPでも情報誌を掲載し広報した。



5 山梨の未来を担う女性活躍促進セミナーの開催

1. 目的

女性活躍社会の実現に向けて、ロールモデルとなる県内女性を招き、仕事と子育てとの両立やキャリアアップなどをテーマに意見交換。特に若年層が、家庭と仕事の両立やキャリアデザイン、一歩踏み出すことなどについて考える契機とする。



2. 内容

パネリストによるパネルディスカッションや参加者との意見交換を行った。

(R6. 2. 27 開催)

コーディネーター：青山貴子 氏 (山梨学院大学学長)

パネリスト： 大島わかな 氏 (弁護士・甲府青年会議所 2023 年度理事長)

堀内麻美 氏 (anlib(株)代表取締役 フリーマガジン anko 編集長)

6 山梨県パートナーシップ宣誓制度の導入

令和 5 年 11 月から、多様な性への県民理解の浸透を図り、性的マイノリティの方々がパートナーとともに充実した生活を営むための一助とするため、「山梨県パートナーシップ宣誓制度」を導入した。

【制度概要】

双方又はいずれか一方が性的マイノリティの 2 人が相互の協力により継続して共同生活を営むパートナーであることを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度。

◆実績：11 月の制度開始以降、6 組に対して宣誓書受領証を交付。

山梨県パートナーシップ宣誓制度

○山梨県では、山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例に基づき、性の多様性を認め合い、性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現に取り組んでいるところです。

○このたび、取り組みの一助とし、かつ県民の理解促進を図るため、「山梨県パートナーシップ宣誓制度」を令和5年11月に導入することとしました。

○本制度を効果的に運用するため、県下市町村と連携を図ってまいります。

パートナーシップ宣誓制度の概要

双方又はいずれか一方が性的マイノリティの 2 人が相互の協力により継続して共同生活を営むパートナーであることを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

制度導入により期待される効果

- ・多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解の促進が期待されます。
- ・これまで利用が法律上の婚姻関係にある 2 人に制限されていたサービスの拡大に繋がると考えられます。

(受領証)
※封入済みカードです。

【外面】

【内面】

宣誓することができる方

- 以下の全てを満たしている方が対象
- ①いずれか一方または双方が性的指向が異性のみでない又はジェンダーアイデンティティが出生時に届けられた性と異なること。
- ②成年に達していること。
- ③いずれか一方が、県内に住所を有している、又は 3 ヶ月以内に県内への転入を予定していること。
- ④配偶者（事実婚を含む。）がなく、パートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑤民法に規定する、婚姻できない関係（例：親、子、兄弟姉妹など）にないこと。

宣誓の流れ

- 事前調整**
宣誓者は以下により県へご連絡ください。（電子申請のご利用を推奨します。）
【電子申請】 やましくらしねっと（パートナーシップ宣誓制度で検索）
【電話】 055-223-1358（山梨県男女共同参画・共生社会推進連絡局）
※県から、宣誓書、必要書類、受付済の控えなどを郵送いたします。
※この事前調整において、その後の手続きの日程等の打ち合わせを行います。
- 宣誓書のダウンロード**
宣誓者は、県のホームページから宣誓書などの様式をダウンロード・印刷して、ご自身で記入の上、必要書類とともに郵送により県へ提出ください。（特許による提出も可能）
- 本人確認**
県は、上記書類の確認後、本人確認を行う日時や方法を電話又は電子メールにより宣誓書へご連絡します。
- 本人確認**
原則オンラインにより本人確認を行います。（希望に応じ対面も可能）
- 宣誓書受領証等の交付**
県は、要件を満たしていると認める場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「宣誓書の写し」を宣誓者に交付（郵送）します。

・・・性の多様性の基礎知識・・・

性のあり方

次の 4 つの要素から考えることができます

① 法律上の性	出生時に届け出られた性別をもとに戸籍簿に記載された性別
② 性的指向	恋愛感情や性的な関心やその性別に関与しているか、関与していないか
③ ジェンダーアイデンティティ	自分の性別をどう認識しているか
④ 性別表現	服装や髪型、言葉遣い、しぐさ、自分の性別をどう表現するか

LGBTQ とは

L (Lesbian)	G (Gay)	B (Bisexual)	T (Transgender)
性的指向	性的指向	性的指向	ジェンダーアイデンティティ

性的指向 (Sexual Orientation) と ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity) は別々の概念です。

Questioning: ステータスこそ自分の性について特定の標識は置かない、わからない人、誰かでもない人、自分自身をどう表現するか、性別が、社会的規範の枠にはまらない、多様な性的あり方を積極的に追求する人。

7 性の多様性理解促進事業

1. 目的

性的指向や性自認に関わらず誰もが個性と能力を発揮できる、多様性を尊重する社会を実現するため、理解の促進と普及啓発を図る取組を行う。

2. 内容

職場、学校及び社会全体に向け、LGBTQ+等の性的マイノリティが抱える課題が、県民一人ひとりにとって身近なものだと認識するとともに、正しい知識と具体的な対応について学ぶ機会を提供した。

① 中学生向けパンフレットの作成、配布

LGBTQ+について理解を深めるためのパンフレットを作成。今後中学校に向けて配付予定。

② 教員向け研修会の開催

小学校教諭を対象に、LGBTQ+について正しい知識と理解を深めるための講演や情報交換会を県教委と連携して地区ごとに実施。(2回)

講師：山口颯一氏 (LGBTQ+当事者・支援者、一般社団法人 ELLY 代表理事)

講演：LGBT と教育現場 ～先生たちにできること～

参加者：中巨摩地区 (6/1) 34名、北巨摩地区 (6/15) 14名

③ 行政・企業向け研修会の開催

行政や企業等を対象に、性の多様性に取り組む必要性と具体的な取り組み内容について学ぶ研修を実施。

講師：日高庸晴氏 (宝塚大学看護学部教授)

講演：性の多様性について考える

～統計データから考える性的マイノリティの現状～

R6.1.29 県立図書館 52名参加 (オンライン含む)

日高 庸晴 氏



8 男女共同参画推進月間（6月）の関連事業

① 男女共同参画推進事業者等表彰

男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組む県民、事業者や、さまざまな分野で活躍し、その活動が他の規範となる女性・団体等を広く県民に周知し、男女共同参画社会の形成に向けて県民意識の高揚を図る。



◆R5 実績 ※敬称略

- ・ 県民表彰（2名） 岡村久美子（甲州市）、高橋拓也（身延町）
- ・ 事業者表彰（3社） ㈱イトウ・アット・ホーム、エンドレスハウザー山梨(㈱富士食品工業(株)
- ・ 女性のチャレンジ表彰（1団体） けんせつ小町甲斐（県建設業協会青年部）

② 県立図書館連携展示（2F）、推進月間企画展示（1F）

推進月間に合わせ、県立図書館と連携して関連図書や資料を展示。また、1Fでの企画展示を実施した。



9 山梨えるみん・クリスタルえるみん認定制度・強化促進

① 『山梨えるみん』の認定促進

国制度の「えるぼし認定」や「くるみん認定」の足がかりとすべく、令和元年度に創設した「山梨えるみん」認定企業を増やすため、企業等に制度の周知活動を行った。



「えるみん」認証マーク

◆認定実績

R1～R4年度 認定企業 62 事業者

R5 認定企業実績 84 事業所 ⇒ 新規認定件数 22 社

② 『山梨クリスタルえるみん』（「山梨えるみん」の上位グレード）の認定促進

国の「えるぼし」認定取得企業数が伸び悩んでいることから、より「えるぼし」認定取得に近づく企業を増やすための上位グレード「山梨クリスタルえるみん」を令和5年度から新設した。

【クリスタルえるみん認定】5社

- ・(株)ササキ ・富士山の銘水(株)
- ・南アルプス市農業協同組合
- ・(株)葺崎電子 ・甲府脳神経外科病院



「クリスタルえるみん」認証マーク

女性活躍企業の認定制度
山梨 えるみん

女性活躍推進に
取り組む企業を応援します

「山梨えるみん」認定制度は、国の制度である「えるぼし」認定や「くるみん」認定取得の足がかりとすべく、山梨県が女性活躍推進に取り組む企業を認定する制度です。
この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材確保につながります。

山梨 えるみん
認定要件5項目中
3項目以上で認定

令和5年4月
上位グレードを
新設しました！

山梨
クリスタル
えるみん
認定要件5項目中
5項目で認定

対象 山梨県内に本社を有し、常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体等

山梨えるみん・クリスタルえるみん
認定企業を募集しています
※詳細については裏面をご覧ください

認定のメリットは？
・認定マークが使用できます
・HRへの掲載など広報による支援
・人材確保に対する支援
・成長やまなし応援融資の対象

【問い合わせ】山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官 TEL 055-223-1358

③ 企業へのアドバイザー派遣事業

山梨えるみんや山梨クリスタルえるみん等の取得促進のため、県社会保険労務士会に委託し、社会保険労務士であるアドバイザーが企業を訪問し支援。

◆令和5年度派遣回数：60回

10 復職を目指す女性活躍チャレンジ支援

山梨県委託事業
令和5年度「女性のための復職とステップアップセミナー」事業

仕事に戻る一歩として組織で働く疑似体験や実地体験をしたい
仕事に戻りたいがプランクがあり不安を持っている
前向きにキャリアを考えている仲間が欲しい

再就職/育休復帰・転職

女性のための
**復職と
ステップアップセミナー**

1日3時間、多彩な講義と実践的なインターンシップを通し
離職後の「もう一度働きたい」感覚を
取り戻すためのリカレントプログラム

開講期間
2023年 9月
～
2024年 3月

会場
国立大学法人
山梨大学
甲府キャンパス

対象
離職中の女性
非正規雇用の女性

受講料
無 料

＼その一歩で明日につなげる／

受講生募集中

入校説明会 7/5, 7/11, 7/13
出願期間 7/14 ～ 7/28

「女性のための復職とステップアップセミナー」(山梨大学委託事業)

山梨大学と連携し、主に結婚・出産・育児などで一度離職した女性、非正規から正規へのキャリアアップを目指す女性を対象に、「自身のこと」、「家庭のこと」、「働くこと」についても一度深く考え、就業意識の向上など一人ひとりのステップアップをサポートするリカレント教育プログラム(座学、ワークショップ、インターンシップ等)を実施。

時期：令和5年8月～令和6年3月

対象：県内の離職女性あるいは非正規雇用の女性で、将来的に再就職またはキャリアアップしたい女性

11 DV・性暴力防止関連の事業

① DV被害相談促進動画の放映

DV被害者や周囲の人がDV被害に気づき、相談行動することで適切な支援につながる契機とするため、令和4年度に作成したDV・デートDVの相談促進動画を山梨県公式YouTubeチャンネルで公開している。

◆視聴回数：約5,200回

(引き続き公開中)



② 職務関係者研修の実施

デートDVや性暴力防止に資するため、県教委等と連携して職務関係者に研修を実施した。

◆養護教諭(小学校・中学校)への研修 3回

(北巨摩地区、南都留地区、富士吉田地区)

講師：NPO法人エンパワーメントアフロッキー

参加者：56名

◆高校教諭(県下全高校の生徒指導主事)への研修 1回

講師：佐々木由紀氏

(元やまなし性暴力被害者サポートセンター統括支援コーディネーター)

参加者：42名

③ 「やまなしパープルリボンプロジェクト」の実施

11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、県民啓発講演会のほか、県（県庁、県会議事堂、藤村記念館、ココリなど）・市町村（甲府市・山梨市）の公共施設のライトアップや企画展示などを実施。

『ひろげる・つなげる・むすびあう やまなしパープルリボンプロジェクト』として、集中した啓発活動を展開した

◆講演会：11月11日（びゅあ総合）（参加者50名）

講師：土屋匠宇三氏

((一社) 彩の国子ども・

若者支援ネットワーク代表理事)

講演：DVをなくすために

～困窮世帯への伴走支援で子ども・親から学んだこと～



運動のテーマカラーである「紫」を使った啓発活動を展開

ひろげる・つなげる・むすびあう
やまなしパープルリボンプロジェクト
 毎年11月12日から11月25日は女性に対する暴力をなくす運動実施期間です

①パープルリボンを募集します！(びゅあ総合で受付)

女性に対する暴力の撲滅を象徴する“パープルリボン”。
 「家庭・学校・地域等から暴力をなくそう！」という思いを込めてリボンを作ってください。

- 作り方■
 紫色の布や紙（幅1～2cm・長さ10～20cm）を切って右のように輪を作ります。
 交差したところをホチキスや糸等でとめて完成です。
- 完成したリボンの受付場所■
 次の場所に郵送またはご持参ください。
 山梨県立男女共同参画推進センターびゅあ総合（甲府市朝気1-2-2）
 第2第4月曜日は休館日のため、受け付けできません。
 （持参：8:30～17:15まで / 郵送：送料はご負担ください。）

②パープル・ライトアップを実施します

パープルリボンにちなんで以下の場所を紫色にライトアップします！

- 山梨県庁（別館・議事堂）
 11月21日～11月27日
- kokori（ココリ）
 11月12日～11月25日
- 甲府駅北口藤村記念館
 11月21日～11月27日



③DV防止啓発企画展示を実施します(びゅあ3館で実施)

日時：令和5年11月1日～30日
 場所：①びゅあ総合(甲府市朝気1-2-2)
 ②びゅあ峡南(南部町福土2700-18)
 ③びゅあ富士(都留市中央3-9-3 都留市ふるさと会館2F)
 内容：DV・デートDV防止に関する資料・パネル等を展示します。

④県立図書館で連携展示を実施します

日時：令和5年11月11日～25日
 場所：山梨県立図書館 閲覧エリア2階（甲府市北口2-8-1）
 内容：DV・デートDV防止に関する図書・パンフレット等を展示します。



(写真：上から)
 藤村記念館、ココリ、県会議事堂

④ DV被害防止パンフレット、相談カードの作成・配布

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいる方に相談を促すためのパンフレットや、手に取りやすい相談カードを作成。イベントでの配布、市町村、ドラッグストア（トイレへの設置）への配付等を行った。



相談カード

⑤ 「やまなし性暴力被害者サポートセンター」運営（県委託事業）

性暴力被害者などから相談を受け、被害者に対して支援機関と連携して産婦人科医療、カウンセリング、法律相談、警察への付き添い等、総合的なサポートを行う「やまなし性暴力被害者サポートセンター（かいさぽももこ）」（ワンストップ支援センター）を、「(公財) 被害者支援センターやまなし」に委託し運営。委託業務の中で、県民への啓発活動として、新聞広告やパンフレット・相談カードの作成・配布、研修なども実施している。



12 コロナ禍で急増したDV被害者への支援 ※令和5年度で終了

コロナ禍で急増したDV被害の法的解決に資するため、緊急対応として令和3年10月から、弁護士への相談支援や婚姻関係解消手続きに必要な弁護士費用の一部を補助金として支出してきた。(令和5年度をもって緊急対応は終了)

① 弁護士無料DV相談事業

新型コロナウイルスの影響で増加傾向となったDV被害者について、DV被害により生じる諸問題について法律の専門家である女性弁護士等が支援することを目的に、男女共同参画推進センター3館を相談場所として、弁護士による法律相談を実施。

◆対象：山梨県内在住で、配偶者暴力相談支援センターでのDV相談実績及び法テラスや県の無料法律相談実績がある方で、一定の所得要件を満たす方

◆令和5年度実績：20件

② 「法的サービス費用支援事業費補助金」制度

新型コロナウイルスの影響で増加傾向となったDV被害の解決に資するため、DV被害に起因する婚姻関係の解消の手續(協議・調停・訴訟等の法的手續)に必要な、被害者が負担する弁護士費用に対し補助金を交付。

◆補助対象・補助率：弁護士費用(離婚請求事件)の「着手金」の1/2
(上限額あり)

◆対象：山梨県内在住で配偶者暴力相談支援センターにDVに起因した面接相談をした方で、弁護士費用支払済の方。(法テラス利用含む。所得制限あり。)

◆令和5年度実績：14件

13 働く女性の法律相談事業 ※令和5年度で終了

女性の働く環境づくりに寄与するため、働く女性が直面する様々な問題(マタハラ、パワハラ、セクハラ、雇用問題等)について、女性弁護士等が相談に応じ、アドバイスを行う。

◆対象：山梨県内在住の働く女性(回数制限あり)

◆令和5年度実績：16件

14 令和5年度男女共同参画団体活動促進事業費補助金

地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体が実施する地域課題の解決を図るための事業に要する経費に対し、補助を行う。

◆補助額：1事業あたり5万円を上限

(※R5年度より、特に効果が高いと認める場合は10万円を上限)

◆補助回数：1団体あたり2回まで

◆令和5年度決定件数：42件（うち10万円補助3件）

【補助の例】

- ・地域の課題解決のための自主的グループ学習・取組発表会
- ・地域の他の団体と連携し、活動の広がりや活性化を目指すイベント
- ・地域活動の取組・ノウハウの研修や他地域との交流会
- ・男女が交流、相談できる場・機会の創造 等

【対象】

男女共同参画推進に向けた取り組みを行う団体（株式会社、有限会社等の営利を主たる目的とする団体を除く。）で次の要件を満たす団体。

ア 山梨県内に活動の拠点があり、かつ、山梨県内を中心に活動している

イ 構成員が2人以上。

ウ 定款・会則等が定められている。

エ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでない。

オ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものではない。

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金
2023年度 申請団体 募集中!



1 取組あたり上限 5万円 **2回まで**

特に効果が高いと認める場合 **10万円**

申請締切 令和6年2月9日（金）

対象事業期間 交付決定日～令和6年3月31日（日）まで

活用事例
✓ デートD V 啓発動画作成
✓ 子育てママのためのWEBライティング入門講座
✓ ジェンダー絵本作成
✓ パパのためのパパッと作れるパン教室
✓ やまなし版父子手帳作成

募集要項

補助の対象となる団体 山梨県内に活動拠点があり、定款・会則等が設けられ、2人以上で構成されている団体 ※営利を主たる目的とする団体を除く	提出方法 必要書類を山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官宛へ郵送または持参
補助金額 1事業あたり5万円（1団体あたり2回まで） 特に効果が高いと認める取組については10万円 ※同じ内容の事業で2回申請することは不可。	対象経費 ✓ 報償費（講師等の謝金） ✓ 需用費（消耗品、チラシ等の印刷製本費） ✓ 役務費（ボランティア保険料） ✓ 旅費（講師、団体構成員の交通費） ✓ 使用料及び賃借料（会場使用料）

審査の基準
外部有識者等からの意見を参考に県が補助金を交付決定します。審査では男女共同参画を推進する効果が期待できる事業内容・事業方法、市町村意見を勘案し、総合的に行います。

提出書類
申請書に必要事項を記入してください。
→県ホームページから申請用紙をダウンロードしてください。
<https://www.pref.yamanashi.jp/danjo-kyosei/danjo-hojhokin.html>
※補助金の交付決定後に事業を実施してください。
※本補助金の詳細については、募集要項、Q & Aをご確認ください。



15 共生社会の実現に向けた取り組み

令和5年度、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、あるべき姿や取り組みの方向性について意見・助言をもらい県施策や県民運動に反映することを目的に、幅広い関係者からなる「やまなし共生社会推進懇話会」を設置。

令和6年3月、懇話会での意見を基に共生社会の取り組みが県民運動として広がるよう考え方や行動の拠り所となる「やまなし多様性を認め合う共生社会づくり憲章」を制定。

やまなし多様性を認め合う共生社会づくり憲章 ～豊かさが増える山梨を目指して～

私たちはここ山梨で、だれもが個人として尊重され、お互いに支え合い、安心して個性と能力を発揮し、自己実現できる共生社会の構築を目指します。

そして、その構築には山梨に集う全ての人、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の考えや能力を理解することが極めて大切なことから、次をよりどころとして、その第一歩を踏み出します。

興味・関心を示します

積極的に対話します

自分とは違う考えや能力を愉^{たの}しみます

違いから学びます

相手を思いやる心を育てます

ゆるやかに、そしてしなやかにつながります